電子カルテ接続型生成 AI 導入業務委託企画提案競技実施要領

1　目的

電子カルテ接続型生成 AI 導入業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2　委託の内容

「電子カルテ接続型生成 AI 導入業務委託仕様書」による。

3　契約上限額

30,306,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は「初期導入費（構築中における回線使用料等を含む。）」である。

※この金額は契約予定価格を示すものではない。

※支払方法は委託事業完了後の精算払いとする。

4　委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5　企画提案競技及び契約の手続事務を担当する部署

宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当

〒880-8501　宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 18 号　宮崎県防災庁舎 6 階

TEL：0985-26-7629　FAX：0985-26-7341

E-mail：keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp

6　実施要領等の配布場所及び配布期間

⑴　配布資料

・企画提案競技実施要領
・仕様書
・審査基準表
・応募様式集
・業務委託契約書案

⑵　配布場所

５の場所

⑶　配布期間

令和 8 年 11 月 27 日（金）から令和 8 年 12 月 7 日（月）まで

⑷　配布方法

配布場所で配布するほか、県庁ホームページに掲載する。ただし、仕様書については、情報セキュリティ保全に係る誓約書（様式集の様式 7 ）を参加希望者が提出することにより、配布、郵送又は電子メールで配布するものとする。

7　参加資格要件

この企画提案競技に参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

⑴　「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）」第 2 条に規定する入札参加資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種であり、業務委託仕様書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者。ただし、登載されていない者については、本件企画提案書を提出する日までに所定の申請手続を完了すること。

⑵　日本国内に本社又は営業所を置く者

⑶　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者

⑷　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者

⑸　この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者

⑹　県税に未納がない者

⑺　宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者

⑻　地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

8　競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記 7⑴に掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を希望するものは、本県の所定の申請書に必要事項を記入の上、下記の機関へ提出すること。ただし、入札参加資格審査が入札書の提出期限に間に合わない場合がある。

○　申請書の配布及び提出場所並びに申請に対する問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当

〒880-8501　宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

TEL：0985-26-7208

9　企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

10　スケジュール

⑴　公告　　令和 8 年 11 月 27 日（金）

⑵　質問等の締切　　令和８年 12 月　７日（月）午後５時
⑶　企画提案競技参加申込書の提出締切　　令和８年 12 月　７日（月）午後５時
⑷　企画提案書の提出締切　　令和８年 12 月 14 日（月）午後５時
⑸　プレゼンテーション（ヒアリング）　　令和８年 12 月中旬実施予定
⑹　審査結果の通知　　令和８年 12 月下旬通知予定

11　企画提案競技の方法

⑴　事前説明会の開催

事前説明会は開催しない。

⑵　参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式１）を提出すること。

①　提出先

５を参照

②　提出期限

令和８年 12 月７日（月）午後５時まで

③　提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当に連絡すること。）

⑶　企画提案書の提出

①　企画提案書の内容

本実施要領２「委託の内容」を参照の上、提案すること。

②　提出書類

ア　企画書（正本１部、副本 10 部）

・提出する企画案は、１案のみとする。
・書式はＡ４判（一部Ａ３判を折り曲げても可）とし、ページ番号を挿入する。

イ　提案者概要（１部及び電子データ）

・様式２により提出すること。

ウ　同種業務受託実績一覧（１部及び電子データ）

・様式３により提出すること。
・令和３年度以降に受託し、履行した同種業務の実績を記載すること。
・実績の対象施設は、国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村若しくは地方独立行政法人が設置する病院又は公的病院（医療法第 31 条に規定の厚生労働大臣が定める者の開設する病院）であって、一般病床 400 床以上のものとする。

エ　見積書（原本１部）

・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書（任意様式）を提出すること。
・内訳は、税抜き表示を基本とする。

・宛名は「宮崎県病院局長 重黒木 清」とすること。
・業務委託に必要な作業及び初年度に発生する経費等を内訳書に項目として記載し、項目毎に費用を算出すること（初期設定・構築費、専用回線開通費、回線利用料、サービス利用料、音声入力マイク、中継端末、ネットワーク設定費、ブラウザ設定費など)。
・後年度負担額については、令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの費用を項目別に別紙にて提示すること（例：サービス利用料、保守委託費、運用支援費、効果測定費など)。なお、後年度負担額は、11⑹審査項目の評価対象となる。

オ　業務委託仕様書別添資料「電子カルテ接続型生成 AI サービス要件一覧」（正本１部、副本 10 部）
・各要件の対応可否を記載の上、提出すること。

カ　誓約書（1 部）
・様式４により提出すること。

③　提出先
５を参照

④　提出期限
令和８年 12 月 14 日（月）午後５時まで

⑤　提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
持参の場合の受付時間は、午前９時から午後５時まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）とし、郵送の場合は提出期限の午後５時必着とする。

⑥　留意事項
提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

⑷　プレゼンテーション（ヒアリング）
日　時：令和８年 12 月中旬実施予定
詳細は申込状況を踏まえ、提案者に対して別途通知する。
場　所：提案者に対して別途通知する。
実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

①　プレゼンテーションで説明を行う内容は、事前に提出した「企画書」の内容に基づき行うこと。

②　プレゼンテーションは、１者当たり、説明 20 分 質疑 30 分 計 50 分以内とする。

③　主たる説明者を１名、主たる説明者を補助する者を２名以内とし、主たる説明者は当該業務の責任者とする。

④　各者の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

⑸　質問等
企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、質問書（様式６）を提出

すること。

① 提出先

５を参照

② 提出期限

令和８年 12 月７日（月）午後５時まで

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当に連絡すること。）

④ 回答

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、個別に回答する。ただし、審査に影響する内容については、企画提案競技参加者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

なお、提出期限までに到達しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、回答しない。

⑹ 審査項目

「審査基準表」による。

⑺ 選定方法

① 別に設置する審査委員会において提案内容を総合的に審査し、集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として選定する。なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。

② 委員の合計点数の最低基準点（6 割）以上の参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。

③ 参加者が１者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点（6 割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

④ 業務委託仕様書の別添資料「電子カルテ接続型生成 AI サービス要件一覧」の必須要件において、対応可否の回答に「×」がある場合は受託候補者とならない。

⑻ 審査の通知

令和８年 12 月下旬頃までに、採択・不採択にかかわらず電子メール及び書面で通知する。

⑼ 参加資格の欠格

当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

② 提案書を期限までに提出しないとき

③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

⑽　欠格の通知

⑼に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知する。

⑾　その他

参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式５）を持参又は郵送により提出すること。また、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

12　契約の方法

⑴　受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

⑵　受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

13　契約保証金

病院局財務規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 15 号）第 82 条の規定による。

14　その他

⑴　企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

⑵　提出された資料は、返却しない。